
平成 21 年度税制改正に関する要望

日証協 平成 20.11

本協会、投資信託協会、全国証券取引所は、本年 9 月に、「平成 21 年度税制改正に関する要望」を取りまとめ、公表した（証券業報 9 月号参照）ところであるが、今般、当該要望事項に要望理由を加えた要望書を作成し、陳情活動に利用することとした。

本年度の要望書の全文は以下のとおり。

平成21年度税制改正に関する要望

平成 20 年 10 月

日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所

我が国経済は、幾度かの停滞を経験しつつも平成14年初めから徐々に回復を続けてきていますが、昨年来の原油・原材料価格の高騰や為替相場の変動、米国における金融・資本市場の不安定な状況及び経済減速が進展する中、今年に入りその回復は足踏み状態となっています。

こうした中、経済の安定成長を持続しつつ、少子・高齢化社会のもとでも、国民一人ひとりの豊かな生活を実現することが、今後の日本経済の最重要課題であります。そのためには、経済の重要なインフラであり、新規産業をはじめとする企業への適切な資金供給及び個人等の金融資産の適切な投資機会の提供を担う証券市場を、活力があり公正で透明性が高く、信頼できる市場として整備・確立することが急務となっています。

証券界は、こうした認識のもと、多くの国民が安心して投資を行うことのできる市場の確立を目指し、「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとしていくため、我が国の個人金融資産に占める投資商品の保有割合を、現在の約12%から欧米並みの30%に引き上げるという目標を掲げています。

このような目標を実現するに当たって、金融証券税制は「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとするための重要なインフラであります。現行税制は個人投資家の市場参加の促進に大きな役割を果たしているものの、「貯蓄から投資へ」の流れは未だ途半ばであり、投資環境の整備及び市場の国際競争力強化といった観点から、さらなる金融証券税制の改革が必要であると考えます。

また、平成21年及び22年の間、上場株式・公募株式投資信託の配当等・譲渡益については、一定額を超える場合に確定申告が必要となりますが、制度が複雑化することや確定申告に伴い配当・譲渡益課税以外の追加負担（国民健康保険・介護保険料等の負担増など）が生じ、軽減措置の意義が減殺されるばかりではなく、源泉分離課税で完結する預貯金利子等に比べて著しく不利な取扱いとなり、「貯蓄から投資へ」の流れを逆流させることになりかねません。上場株式・公募株式投資信託の配当等・譲渡益については、上限なしに10%課税とし確定申告を不要とする簡素な税制としていただくよう強く要望いたします。

このほか、老後に備えた資産形成を後押しする税制措置として、日本版ISAの創設や確定拠出年金制度の拡充についても、重要な施策であると考えます。

個人が金融商品への投資を幅広く行うためには、簡素でわかりやすく、金融商品間の中立性に配慮され、個人のリスク許容度を高めることができる制度整備が不可欠であり、そのためには、実務的な課題を十分に検証したうえで、利子所得も含めた金融所得全般に対する一体化課税について、その促進を図る必要があると考えます。

つきましては、平成21年度税制改正に関しまして、次の事項を要望いたしますので、その実現につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

要 望 事 項

I. 「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとするための簡素な税制措置

1. 平成21年及び22年の間、個人の受け取る上場株式等の配当金・譲渡益及び公募株式投資信託の分配金・譲渡益については、制度の複雑化や確定申告に伴う税以外の負担の大幅増によって「貯蓄から投資へ」の流れが減速することを回避し、投資家の安心と利便性を確保するため、上限なしに10%課税とし、確定申告を不要とする簡素な措置を講じること。特に、退職者層（60歳以上の個人）等について、長期的に非課税とすることも含め、特別の配慮をすること
2. 「貯蓄から投資へ」の流れを促進し国民が自助努力で老後に備えた資産形成を支援するため、英国の個人投資優遇制度（ISA）等を参考に、上場株式等の配当金・譲渡益及び公募株式投資信託の分配金・譲渡益について非課税とするなどの長期的な視野に立った制度を導入すること
3. 上場株式等及び公募株式投資信託の配当金等について二重課税の排除の徹底を図ること

(注1) 上記1のうち、上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡益について確定申告を不要とする措置については、源泉徴収選択口座（特定口座）における譲渡益について確定申告を不要とする措置とする。

II. 確定拠出年金制度に関する税制措置

1. 特別法人税を撤廃すること (8頁)
2. 拠出限度額を引き上げること (8頁)
3. 確定拠出年金制度について、制度上企業型における従業員拠出を認め、税制上の措置を講じること (8頁)

III. 金融所得に関する課税の一体化を促進するための税制措置

1. 株式等の譲渡損益の通算対象に、デリバティブ取引（外為証拠金取引を含む）及びカバードワラントに係る取引損益、公社債に係る譲渡損益・償還差損益・利子、公社債投資信託に係る期中分配金・償還（解約）差損益・譲渡損益を加えるとともに、当該損益通算後における損失の翌年以降への繰越控除を認めること (10頁)
2. 特定口座において上記1に係る譲渡損益の通算対象の拡大措置を認めること (11頁)
3. 上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失の繰越控除について繰越控除期間

を3年間から7年程度に延長すること (12頁)

(注2) 「上場株式等」には、非上場であっても、取引価格が公正に形成され、証券会社で取得価額が把握できるグリーンシート銘柄などを含む。また、「デリバティブ取引に係る取引損益」には、有価証券貸借取引に係る貸借料や配当金相当額等を含む。

(注3) 上記1及び2を実施するに当たっては、投資家及び証券会社等が対応可能な簡素な仕組みとするとともに、実務面を配慮し十分な準備期間を設けること。

(注4) 公社債及び公社債投資信託に係る譲渡益に対する課税を実施する場合には、公社債等の譲渡損益と、利子所得及び償還差損益との損益通算を一体的に実施するとともに、それに伴う激変緩和措置・経過措置を講じること。

IV. 投資信託等の活性化に向けた税制措置

1. 不動産投資法人等に係る不動産取得税の軽減措置を恒久化又は延長すること (13頁)
2. 投資法人に課せられている90%超配当要件等の導管性要件を改善すること (13頁)
 - ① 90%超配当要件に係る判定式を改善すること
 - ② 一時差異の繰越調整制度を導入すること
 - ③ SPC等への出資規制を改善すること
3. 投資信託が信託財産で保有している匿名組合出資持分からの利益の分配に係る源泉徴収について免除すること (15頁)
4. 金銭による解約又は償還を行う上場投資信託 (ETF) の解約・償還に係る差損益については、受益者が法人の場合を含め譲渡による差損益 (所得) とみなすこと (16頁)
5. 特定目的会社が他の特定目的会社が発行する複数の特定社債を取得し、新たな特定社債を発行することができるように一定の要件を満たす特定目的会社を租税特別措置法第67条の14に定める機関投資家を含めること (16頁)

V. 公社債市場の活性化に向けた税制措置

1. 非居住者・外国法人の受け取る振替債 (国債及び地方債以外の公社債) の利子について非課税とすること (17頁)
2. 国外公社債等の利子等の源泉徴収不適用申告書について、包括的記載及び継続的効力の規定を設けること (18頁)

VI. 延長・恒久化要望

- 上場会社等による自己株式の公開買付けによる場合のみなし配当課税の免除措置を恒久化又は延長すること (19頁)

VII. その他

【特定口座関係】

1. 特別口座で管理される上場株式等及び担保権解除等で返還される上場株式等（株券電子化前に担保設定がなされていたものに限る。）並びに相続又は贈与において被相続人又は贈与人の特定口座にて管理されていない上場株式等について、一定の要件のもとに、特定口座への受入れを可能とする措置を講じること（19頁）
2. 従業員持株会制度等を利用して取得した上場株式等について、一定の要件のもとに、特定口座への受入れを可能とする措置を講じること（20頁）
3. 上場等の日前に取得した上場株式等について、一定の要件のもとに、特定口座への受入れを可能とする措置を講じること（21頁）
4. 担保設定等により担保設定者が開設する特定口座から払い出された上場株式等及び公募株式投資信託について、一定の要件のもとに、特定口座への再受入れ（一部が処分されている場合も含む。）を可能とする措置を講じること（21頁）
5. 合併等の対価、取得条項の行使による株主への対価等として交付される上場株式等（課税繰延要件を満たさないもの）について、一定の要件のもとに、特定口座への受入れを可能とする措置を講じること（21頁）
6. 生命保険会社の組織変更に伴い社員（保険契約者）に割当てられた株式について、一定の要件のもとに、特定口座への受入れを可能とする措置を講じること（22頁）
7. 福利厚生制度で積立した公募株式投資信託（例えば給与天引ミリオン類似のもの）について、一定の要件のもとに、特定口座への受入れを可能とする措置を講じること（22頁）
8. 投資クラブ専用の特定口座の開設を可能とすること（23頁）

【特定管理株式等関係】

9. 特定口座にて管理されている上場株式等が上場廃止になった場合で、引き続き振替口座簿に記載又は記録されている株式等について特定口座における継続管理を認め、当該株式等が無価値化した場合、当該株式等の無価値化に伴う損失を特定口座での通算を可能とする措置を講じること（23頁）
10. 特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関し、みなし譲渡損失の繰越控除を可能とするとともに、特定管理株式が特定管理口座から払い出された場合においても、一定の要件のもとに、同特例の適用を可能とする措置を講じること（24頁）

【その他】

11. 発行会社が資本剰余金を原資とする剰余金配当を行った場合には、それに伴うみなし配当の額、純資産減少割合の数値を、遅くとも効力発生日の2週間前まで

- に証券会社へ通知することを義務付けること (25頁)
12. 銀行等の外国子会社が発行する優先出資証券に係る投資家につき、留保金額の益金算入の適用を除外する措置を講じること (25頁)
13. 税法上の告知等において必要とされる本人確認書類につき、犯罪収益移転防止法上の本人確認書類と統一すること (26頁)
14. 配当等の支払通知書等及び特定口座年間取引報告書の電子交付 (PDF) 書類のプリントアウト版を確定申告書の添付書類とすること (26頁)
15. 株式及び株式投資信託の贈与・相続について、その評価額を「現行制度の70%相当額」又は「直近1年間のうち最も低い最終価格」のいずれか選択できるような課税の軽減措置を講じること (27頁)
16. 非居住者若しくは国内に支店等の恒久的施設を有さない外国法人が投資事業有限責任組合の有限責任組合員になった場合の所得区分につき、国内の事業から生ずる所得として認識するのではなく、投資事業有限責任組合の業務の内容に従った各種所得として認識できるようにすること (27頁)

各要望項目の説明

I. 「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとするための簡素な税制措置

1. 平成21年及び22年の間、個人の受け取る上場株式等の配当金・譲渡益及び公募株式投資信託の分配金・譲渡益については、制度の複雑化や確定申告に伴う税以外の負担の大幅増によって「貯蓄から投資へ」の流れが減速することを回避し、投資家の安心と利便性を確保するため、上限なしに10%課税とし、確定申告を不要とする簡素な措置を講じること。特に、退職者層（60歳以上の個人）等について、長期的に非課税とすることも含め、特別の配慮をすること
2. 「貯蓄から投資へ」の流れを促進し国民が自助努力で老後に備えた資産形成を支援するため、英国の個人投資優遇制度（ISA）等を参考に、上場株式等の配当金・譲渡益及び公募株式投資信託の分配金・譲渡益について非課税とするなどの長期的な視野に立った制度を導入すること
3. 上場株式等及び公募株式投資信託の配当金等について二重課税の排除の徹底を図ること

（注1）上記1のうち、上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡益について確定申告を不要とする措置については、源泉徴収選択口座（特定口座）における譲渡益について確定申告を不要とする措置とする。

1. 平成21年及び22年の間、個人の受け取る上場株式等の配当金・譲渡益及び公募株式投資信託の分配金・譲渡益については、制度の複雑化や確定申告に伴う税以外の負担の大幅増によって「貯蓄から投資へ」の流れが減速することを回避し、投資家の安心と利便性を確保するため、上限なしに10%課税とし、確定申告を不要とする簡素な措置を講じること。特に、退職者層（60歳以上の個人）等について、長期的に非課税とすることも含め、特別の配慮をすること

平成20年度税制改正により、個人が上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡所得等（以下、「上場株式等の譲渡所得等」といいます。）及び配当金並びに分配金（以下、「上場株式等の配当等」といいます。）（1銘柄当たり1万円以下の配当等を除き、公募株式投資信託の分配金については、特別分配金を除きます。以下同じです。）を受け取った場合、平成21年及び平成22年の間については、上場株式等の譲渡所得等については500万円以下、上場株式等の配当等については100万円以下であれば、引き続き10%の軽減税率が適用されることとなりましたが、これらの金額を超えた

場合は、超えた部分について20%の税率により課税されることとなりました。

さらに、現在、特定口座（源泉徴収選択口座）において保有する上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等については、証券会社における源泉徴収で納税が完了しますが、平成21年及び22年の間は、この限度額を超える場合には確定申告が必要となります。

確定申告を行わなければならないことは、個人にとって、特定口座の利便性を損なうばかりでなく、確定申告を行った結果、この譲渡所得等の金額や配当金等の金額が所得税法上の合計所得金額や地方税法上の総所得金額等に算入されることから、国民健康保険や後期高齢者医療制度等の保険料等の負担が増加する惧れがあります。

国民健康保険料等の算定に当たっては、地方自治体等によって算定方法が異なるため、差がありますが、例えば、65歳以上の夫婦で、公的年金受取額が300万円（夫：240万円、妻：60万円）、夫の保有する公募株式投信の分配金が年間120万円のケースを前提に考えますと、国民健康保険料又は高齢者医療制度保険料及び介護保険料を合計した増加額は軒並み10万円を超えてしまう結果となります。

このような国民健康保険料（税）や後期高齢者医療制度等の保険料等、予期しない負担の大幅な増加は、軽減措置の意義が減殺されるばかりではなく、源泉分離課税で完結する預貯金利子等に比べて著しく不利な取扱いとなり、「貯蓄から投資へ」の流れを逆流させることになりかねません。このため、平成21年及び平成22年の間、確定申告を不要とするために、上場株式等の譲渡所得等や上場株式等の配当等については、上限を設けることなく、10%の税率による申告不要制度とする措置を講じていただくよう要望いたします。

また、株式及び投資信託の約7割は退職者層（60歳以上の個人）が保有している実態があり、近年、預貯金等の利子所得が減少する一方で、家計の配当所得が増加しております。つまり、これら退職者層（60歳以上の個人）にとって、配当所得は、「第二の年金」としての重要性が高まっており、これら退職者層（60歳以上の個人）について、上場株式等の配当金及び公募株式投資信託の分配金・譲渡益を長期的に非課税とすることを含め、特別の配慮を講じていただくよう要望いたします。

2. 「貯蓄から投資へ」の流れを促進し国民が自助努力で老後に備えた資産形成を支援するため、英国の個人投資優遇制度（ISA）等を参考に、上場株式等の配当金・譲渡益及び公募株式投資信託の分配金・譲渡益について非課税とするなどの長期的な視野に立った制度を導入すること

個人の保有する金融資産について、「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものにするためには、さらなる投資優遇制度を導入する必要があると考えます。

英国においては、一定の投資額から生じる配当金や譲渡益を非課税とする個人投資優遇制度（Individual Savings Account：ISA）が導入されております。これは、

英国の18歳以上の居住者が開設する株式等口座において購入した株式や投資信託等から生じる配当金や分配金等、また、当該株式等を譲渡することによって生じる譲渡益について非課税とする措置であります。当該居住者は株式等口座において、毎年最大7,200ポンド（約144万円（1ポンド：200円で換算））まで株式や投資信託等を購入することができます。

この制度は1999年より導入されておりますが、2000年4月時点では、当該株式等口座において保有する資産残高の合計額は160億ポンドでしたが、2008年4月現在では、781億ポンドとなっており、その資産残高の合計額は約5倍弱に拡大しております。

このように、日本においても「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとするためには、国民が自助努力で行う老後に備えた資産形成を支援することが重要であり、英国の個人投資優遇制度（ISA）を参考に、上場株式等の配当金・譲渡益及び公募株式投資信託の分配金・譲渡益について非課税とするなど、長期的視野に立った投資優遇制度を導入するよう要望いたします。

3. 上場株式等及び公募株式投資信託の配当金等について二重課税の排除の徹底を図ること

我が国においては、二重課税調整の仕組みとして、個人株主に対する配当控除（税額控除）制度（平成21年からは配当所得の総合課税を選択した場合に限る。）、法人の受取配当等の一部益金不算入制度が設けられておりますが、配当所得に対する所得税と法人税との間の二重課税の調整は未だ不十分のままとなっております。

諸外国においても、二重課税の調整方法については、様々な対応が図られていますが、近年、インピュテーション方式のような複雑な方法から、配当所得の2分の1課税や軽減税率といった簡易な調整方法へ変更する流れになっております。我が国においても、個人側と法人側での調整が種々考えられますが、例えば、配当所得の2分の1課税の方法による簡易な二重課税の調整を行う必要があると考えます。

II. 確定拠出年金制度に関する税制措置

1. 特別法人税を撤廃すること
2. 拠出限度額を引き上げること
3. 確定拠出年金制度について、制度上企業型における従業員拠出を認め、税制上の措置を講じること

現在、我が国では、少子・高齢化が急速に進展しており、公的年金制度の改革論議が盛んに行われております。こうした状況の中、国民の老後の生活を安定させるためには、公的年金制度と私的年金制度の相互補完による所得確保がますます重要な政策課題となっております。

その施策の一環として、平成13年10月に確定拠出年金制度が導入されましたが、同制度は企業型において採用が徐々に増えるなどの傾向が伺えるものの、個人型も含め未だ十分に普及されたものになったとはいえません。

平成16年度税制改正により、拠出限度額の引上げ（注）が措置されておりますが、同制度が公的年金制度を補完するものとして十分に機能し、広く国民に普及された制度となるよう、拠出限度額については老後の所得を保障するに十分な額が確保できる水準にまでさらなる引上げを要望いたします。

また、年金資産の運用コストを引き下げる観点から、現在凍結されている積立金に対する特別法人税を撤廃することを併せて要望いたします。

さらに、企業型は会社による掛け金の拠出のみであり、個人である従業員がこれに上乘せすることはできませんが、これが認められる際には税制上の措置も合わせて講じられるよう要望いたします。

（注）企業型（他に企業年金がない場合）については「月額3.6万円（年額43.2万円）」から「月額4.6万円（年額55.2万円）」に、企業型（他に企業年金がある場合）については「月額1.8万円（年額21.6万円）」から「月額2.3万円（年額27.6万円）」に、個人型（企業年金がない場合）については「月額1.5万円（年額18.0万円）」から「月額1.8万円（年額21.6万円）」に、それぞれ引き上げられています。

Ⅲ. 金融所得に関する課税の一体化を促進するための税制措置

1. 株式等の譲渡損益の通算対象に、デリバティブ取引（外為証拠金取引を含む）及びカバードワラントに係る取引損益、公社債に係る譲渡損益・償還差損益・利子、公社債投資信託に係る期中分配金・償還（解約）差損益・譲渡損益を加えるとともに、当該損益通算後における損失の翌年以降への繰越控除を認めること
2. 特定口座において上記1に係る譲渡損益の通算対象の拡大措置を認めること
3. 上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失の繰越控除について繰越控除期間を3年間から7年程度に延長すること

(注2)「上場株式等」には、非上場であっても、取引価格が公正に形成され、証券会社で取得価額が把握できるグリーンシート銘柄などを含む。また、「デリバティブ取引に係る取引損益」には、有価証券貸借取引に係る貸借料や配当金相当額等を含む。

(注3) 上記1及び2を実施するに当たっては、投資家及び証券会社等が対応可能な簡素な仕組みとするとともに、実務面を配慮し十分な準備期間を設けること。

(注4) 公社債及び公社債投資信託に係る譲渡益に対する課税を実施する場合には、公社債等の譲渡損益と、利子所得及び償還差損益との損益通算を一体的に実施するとともに、それに伴う激変緩和措置・経過措置を講じること。

1. 株式等の譲渡損益の通算対象に、デリバティブ取引（外為証拠金取引を含む）及びカバードワラントに係る取引損益、公社債に係る譲渡損益・償還差損益・利子、公社債投資信託に係る期中分配金・償還（解約）差損益・譲渡損益を加えるとともに、当該損益通算後における損失の翌年以降への繰越控除を認めること

平成20年度税制改正において、平成21年より上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当等との損益通算が可能となる措置が講じられました。

しかし、株式等以外の金融商品から生じた譲渡損益等の所得については、引き続き、株式等の譲渡損益との損益通算の対象とされていません。

現行の金融商品に対する課税制度は、個々の所得の性格に着目して、利子所得、配当所得、譲渡所得等に分類し、それぞれの所得に応じて異なる方式での課税が行われています。

また、近年、金融商品が多様化、複雑化し、新しい金融商品に係る税務上の取扱いが明確にならない場合があるなど、課税の取扱いが一層複雑さを増しています。

これらのことから、金融商品に係る税制を簡素なものとしつつ、金融商品全般を公平・中立に取り扱えるようにする必要がありますが、そのためには、金融商品に係る所得を一元的に捉えることができる税制が望ましいと考えます。金融所得に関する課税の一体化を進めるに当たっては、幅広い金融商品間の損益の通算を認め、トータルの損益に対して課税することが現実的な対応であると考えます。

なお、金融商品間の中立性を確保する観点から、税率を均一にすべきとの指摘もありますが、配当の二重課税の問題のほか、支払利子の損金算入が認められる間接金融の方が直接金融に比べ有利な税制となっていることから、税制が市場に与える歪みを少なくすることなどにも考慮し検討されるべきであります。

また、金融所得は、課税に敏感に反応する「足の速い」所得であることから、金融商品や所得の分類による税負担の違いをなくし、累進課税の対象となる所得に比べて低い税率で課税していくことが必要であります。

以上のことを踏まえ、平成20年度税制改正において、上場株式等の譲渡損失と上

場株式等の配当等との損益通算が認められる措置が講じられましたが、証券市場へのリスクマネー供給を促進するためには、損益通算の対象を金融所得全般に認めることが不可欠であるとの考えから、申告分離課税とされている株式等の譲渡損益の通算対象に、市場取引および店頭取引によるデリバティブ取引（外為証拠金取引を含む）やカバードワラント（※）に係る取引損益（「デリバティブ取引に係る取引損益」には、有価証券貸借取引に係る貸借料や配当金相当額等を含む）、公社債に係る譲渡損益・償還差損益・利子、公社債投資信託に係る期中分配金・償還（解約）差損益・譲渡損益を加えることを要望いたします。

また、投資家のリスク許容度を高める観点並びに損益を確定させるための売買による市場への影響を考慮すると、単年度で他の金融商品の利益から控除しきれない損失の繰越も広く可能とすべきであり、損益通算後における損失の翌年以降への繰越控除を幅広く認めることを要望いたします。

なお、現在、非課税とされている公社債及び公社債投資信託の譲渡益を課税とする場合には、公社債等の譲渡損益と、利子所得及び償還差損益との損益通算を一体的に実施するとともに、投資家及び発行体並びに公社債等マーケットに与える影響を考慮し、例えば低税率での導入、施行日以後の新規発行分からの適用などの激変緩和措置・経過措置を講じていただくよう要望いたします。

また、欧米諸国では、株式の譲渡に係る損失について無期限に繰越控除が認められているケースが多く見受けられます。控除期間3年間は短く、「貯蓄から投資へ」の流れを確実なものにするには、より個人投資家のリスクに見合う優遇制度（期間）を拡充することが必要であることから、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除期間を現行の3年間から7年程度に延長することを要望いたします。

（※）カバードワラントについては、本年9月26日より大阪証券取引所において売買が開始されている。

2. 特定口座において上記1に係る譲渡損益の通算対象の拡大措置を認めること

特定口座は、投資家の納税手続きの負担を軽減する観点から設けられた制度であり、特定口座年間取引報告書により簡易な申告で済ますことができるほか、源泉徴収選択口座を選択することにより証券会社が投資家に代わって納税を済ますことができるものです。証券会社の特定口座数は、平成15年1月の制度開始以降5年6か月の間に約1,430万口座（うち源泉徴収選択口座が87%を占める。）に達しており、まさに個人の証券投資のインフラとして定着している状況にあります。

平成20年度の税制改正により、平成22年からは上場株式等の配当等を特定口座（源泉徴収選択口座）に受け入れることが可能となっており、当該上場株式等の配当等と当該特定口座（源泉徴収選択口座）において生じた上場株式等の譲渡損失と

の通算を行うことができることとされました。

今後も、株式等の譲渡損益の通算対象の範囲がさらに拡大された場合には、投資家に負担がかからず、簡素で解り易い制度を、計画的に講じるよう要望いたします。

また、特定口座の取扱対象の拡大が図られる場合には、特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等及び源泉徴収選択口座内配当等の配当所得と同様な方法により、年間分一括納付が行えるようにするとともに、年間通算限度額の制限などを設けないなど、必要な措置を講じるよう要望いたします。

3. 上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失の繰越控除について繰越控除期間を3年間から7年程度に延長すること

欧米諸国では、株式の譲渡に係る損失について無期限に繰越控除を認める等、個人投資家が直接、リスクマネーを供給しやすい制度を整備し、直接金融への資金シフトを促しているところであります。

我が国でも、平成15年以降、3年間の繰越控除期間を限度とした損失繰越控除制度が創設されておりますが、3年間の繰越控除期間はリスクに応じた期間としては短く、これを拡大する必要があります。

国家的政策課題である「貯蓄から投資へ」の促進・実現に向けては、個人投資家のリスクに見合う優遇制度を拡充することが重要であることから、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除期間を現行の3年間から7年程度に延長することを要望いたします。

なお、日本証券業協会では、未公開企業への資金調達を円滑ならしめ、また投資家の換金場を確保する目的で、平成9年7月から「グリーンシート市場」を開設・運営しておりますが、非上場であっても、取引価格が公正に形成され、証券会社で取得価額が把握できるグリーンシート銘柄などについても、上場株式等と同様の税制措置を講じていただくよう要望いたします。

IV. 投資信託等の活性化に向けた税制措置

1. 不動産投資法人等に係る不動産取得税の軽減措置を恒久化又は延長すること

不動産取得税について、平成21年3月31日まで、土地に係る課税標準を3分の1に引き下げるとともに、土地及び建物のうち住宅に係る税率を4%から3%に引き下げる措置が講じられております。不動産投資法人及び「資産の流動化に関する法律」に規定する特定目的会社（以下、「特定目的会社」といいます。）については、さらにこれを3分の1とする軽減措置が平成21年3月31日まで講じられております。

不動産投資法人及び特定目的会社に対する当該軽減措置が廃止された場合、不動産投資法人及び特定目的会社が実物不動産を取得するインセンティブが低下することとなります。

これは、不動産投資法人に軽減税率が適用されることとなった平成13年度与党三党税制改正大綱において「不動産の証券化を促すために特定目的会社、投資法人等のスキームが整備されたことから、実物不動産の流動化へのインセンティブを与えるため、一定のSPC、投資信託、投資法人が不動産を取得した場合の登録免許税及び不動産取得税について軽減措置を講ずる。」とされたことに反するものであります。

なお、不動産投資信託が実物不動産を取得した場合には、不動産取得税が非課税とされていることとの均衡を図ることからも、不動産投資法人及び特定目的会社に係る不動産取得税を撤廃することを要望いたします。

2. 投資法人に課せられている90%超配当要件等の導管性要件を改善すること
 - ① 90%超配当要件に係る判定式を改善すること
 - ② 一時差異の繰越調整制度を導入すること
 - ③ SPC等への出資規制を改善すること

不動産投資法人及び資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社並びに証券投資法人（以下、「投資法人等」といいます。）は、一定の要件を満たした上で、期末収益の90%超を分配すれば当該金銭の額を法人税の課税対象収益に損金算入することが認められております。この90%超配当等の導管性要件の改善について、以下の要望を掲げるものであります。

- ① 90%超配当要件に係る判定式を改善すること
投資法人等において、会計上の費用項目等に税務上の加算項目がある場合は、

下記判定式において分母が大きくなるので、90%超配当要件を満たすために利益超過分配を行うことが考えられますが、その場合、分子・分母ともに利益超過分配金額を含むことから、利益超過分配金を加えても、分母は分子より税務上の加算金額だけ多くなります。

会計と税務の乖離は、夫々の目的が異なることから当然に発生することであり、この乖離は今後、減損会計の導入により、さらに拡がることも想定されることから、投資法人等の円滑な運営のために、90%超配当要件の判定に係る計算式については分母に利益超過分配金額を含めない等、適切に改善することを要望いたします。

税法上、投資法人等は一般の事業法人と異なり、法人税の課税対象となる収益の算定に当たって、当該収益の90%以上に相当する金銭を投資者に配当すれば、当該金銭の額を法人税の課税対象となる収益から控除できるものとされております。

この要件に係る判定式は、税法上、「金銭の分配の額／配当可能所得＝（所得金額総計－控除未済欠損金額＋利益超過分配金額－出資総額戻入金額）＞90%超」と定められております。

この判定式においては、分母は税務上の課税所得と利益超過分配金から、分子は会計上の利益と利益超過分配金から構成され、会計上の「利益」（以下「利益」）と税務上の「所得」（以下「所得」）とを比較しております。

これに関連し、支払配当損金算入要件のうち、90%超配当要件について以下の措置を要望いたします。

また、過年度における要件違反が明らかになった場合、当該事業年度において支払うべき法人税が発生することで、その翌期以降についても90%超配当要件を満たすことが困難になります。

したがって、過年度において90%超配当要件を税務上と会計上の取扱いの差異により満たしていないことが判明した場合には、判明した事業年度において要件を満たさなかった事業年度に支払うべき法人税を支払い、その支払った法人税額を当該事業年度において損金算入することを認めていただくよう要望いたします。

② 一時差異の繰越調整制度を導入すること

X期に保有している建物が地震等で倒壊し、X+1期に除去した場合の例で説明申し上げます。

i 通常の法人の取扱い

通常の法人では、X期に会計上は当該建物の簿価をゼロとし、資産除去債務を計上する一方で税務上は当該債務に相当する額を所得から控除せずに納税するものの、X+1期に実際の資産の除去に要した費用と前期に会計上で計上

した資産除去損を税務上の所得から控除します。このことにより税務上は二期で見れば適正化されます。

ii 投資法人の取扱い

投資法人では、X期に会計上は当該建物の簿価をゼロとし、資産除去債務を計上する一方で税務上は当該債務に相当する額を所得から控除せずに税務上の所得の90%以上の額の分配（実際には100%）を行うことが求められ、X+1期に実際の資産の除去に要した費用と前期に会計上で計上した資産除去損を税務上の所得から控除した上で分配を行うこととなります。このため、納税額の調整ができないこととなります。

ついては、このような会計上と税務上の一時差異の繰越調整制度を導入することを認めていただくよう要望いたします。

③ SPC等への出資規制を改善すること

投資法人は税法で定められている導管性要件の一つとして、株式や出資（SPCや匿名組合等を含む）に対する投資は当該株式や出資の50%未満までしか保有してはならない旨が定められており、このため例えば投資法人が特定の建物を資産として保有しているSPCの優先出資証券を全て保有し実質的な建物の完全な保有を行うこと等が困難となっております。

ついては、SPC等への出資規制を改善することを認めていただくよう要望いたします。

3. 投資信託が信託財産で保有している匿名組合出資持分からの利益の分配に係る源泉徴収について免除すること

平成19年12月31日以前は、匿名組合出資持分からの利益配当については全て投資家段階での総合課税とされていましたが、平成19年度税制改正において、いわゆる村上ファンド事件を契機として見直しが行われ課税の適正化の観点から、平成20年1月以後、原則として利益配当を投資家が受け取る段階で源泉徴収を行う規定が税法に盛り込まれました。なお、この規定には税還付制度は設けられておりません。

このため、原則として非課税主体が匿名組合出資持分からの利益配当を受取ると源泉徴収分を取り返すことができません。

ついては、投資信託が信託財産で保有している匿名組合出資分からの利益の分配に係る源泉徴収については、免除していただきますよう要望いたします。

4. 金銭による解約又は償還を行う上場投資信託（ETF）の解約・償還に係る差損益については、受益者が法人の場合を含め譲渡による差損益（所得）とみなすこと

最近では、金などを運用対象信託財産としたETFを組成、上場するなど、その商品性については多種・多様化が図られております。このことは投資家にとって、投資対象がさらに広がり、引いては証券市場の活性化につながることであります。

現在、投資信託については、解約又は償還により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の額については、その全額のうち個別元本を超える部分については、配当所得として課税され、取得価額を超える部分は譲渡所得等に係る収入金額として課税されます。この配当所得を計算するための個別元本については、当初設定された個別元本を解約や償還まで引き継ぐこととされており、当該投資信託の譲渡が行われた場合には、売り方から買い方に個別元本が引き継がれることとなります。

しかし、金融商品取引所に上場するETFについては、転売が繰り返し行われることが想定されるため、当初設定されたときの個別元本を引き継ぐことは困難であると考えられます。

平成20年度税制改正において、平成21年1月以後、個人が投資信託を解約又は償還にすることにより交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の額については、全額が上場株式等の譲渡所得等に係る収入金額とみなす改正が行われております。

については、法人についても個人同様、上場投資信託（ETF）の解約・償還を行う場合の解約・償還により交付を受ける金銭その他の資産の額についても、上場株式等の譲渡所得等に係る収入金額とみなしていただきますよう要望いたします。

5. 特定目的会社が他の特定目的会社が発行する複数の特定社債を取得し、新たな特定社債を発行することができるように一定の要件を満たす特定目的会社を租税特別措置法第67条の14に定める機関投資家に含めること

現在、日本の不動産証券化市場で行われている資産担保証券の発行形態は、不動産担保ローンや特定社債を複数束ねてプライマリー市場において発行する一次証券化によるものが主であるため、セカンダリー市場で運用資産を集めた二次証券化による資産担保証券とは異なり、価格変動リスクや運用資産の透明性に基づくリスク管理体制は高いといわれております。

一方、日本の不動産証券化市場における資産担保証券の買い手の多くは金融機関であるが、日本の金融機関は短期資金運用のニーズは高いものの長期資金運用のニーズは低いといわれております。このため、当該資産担保証券の安定的な運用を担保する

という考え方からも機関投資家などが長期的に保有可能なものにする必要があります。

現行税制上、機関投資家が引き受けた特定社債について、特定目的会社を受け皿とした証券化が行えません。

については、資産担保証券の一層の流動化や活性化を図るため、特定目的会社が他の特定目的会社が発行する特定社債の引受けができるよう一定の要件を満たす特定目的会社を租税特別措置法第67条の14に定める機関投資家に含める措置を講じていただくよう要望いたします。

V. 公社債市場の活性化に向けた税制措置

1. 非居住者・外国法人の受け取る振替債（国債及び地方債以外の公社債）の利子について非課税とすること

海外主要国では、公社債の利子等について、非居住者等に対する源泉徴収はほとんど行われておりません。1984年にアメリカでこの措置に踏み切ったことを皮切りにドイツ、フランス等の欧州諸国でも既に導入されております。これは、かかる税が国際的規模で行われる公社債投資の障害となり、資本の自由な流入を阻害すること、非居住者等の利子所得等はその本国において課税されることとなるため、二重課税に伴う煩瑣な外国税額控除の手続き等を解消することが望ましいこと等を考慮したものと考えられます。

一方、我が国では、円滑な流通及び円の国際化の観点から、非居住者等が受け取る振替国債及び振替地方債の利子については非課税措置が講じられていますが、他の一般公社債については、非居住者等の受け取る公社債利子には原則として15%の源泉徴収が課されております。この源泉徴収負担による投資採算の悪化のため、非居住者等は依然としてこれら公社債に対する投資を敬遠することにならざるを得ません。

これに加えて、流通上の問題もあります。我が国では公社債投資につき一定の金融機関等や公共法人等については、その所有期間に対応する利子に対して源泉徴収が免除されますが、このような公社債の取引過程に非居住者等が加わると、そのメリットが享受できなくなります。これにより、金融機関等は非居住者等が保有した公社債を購入することを避ける傾向にあり、非居住者等からみれば、仮に公社債を取得しても、これを適時・適切な価格で売却できないことになり、流通性の観点からも我が国への公社債投資を控えざるを得ません。

平成10年4月には全面改正された外為法が、また同年12月にはいわゆる金融システム改革法が施行され、また、社債等振替法に基づく、一般債（地方債、社債等）の振替決済制度が平成18年1月に開始されるなど、我が国公社債市場の位置付けはグロー

バル市場の一角として重要性を増すものと考えられます。このため、非居住者等に対する非課税措置により、我が国公社債への投資が容易になれば、円の国際化等の見地からも我が国経済の発展に寄与するものと考えられます。

国際資本取引の円滑化及び国内公社債市場の活性化を図るとともに、税制の国際的な動向を考慮し、非居住者等の受け取る振替債（国債及び地方債以外の公社債）の利子については、非課税とすることを要望いたします。

2. 国外公社債等の利子等の源泉徴収不適用申告書について、包括的記載及び継続的効力の規定を設けること

現在、公共法人等や金融機関等が受け取る国外発行公社債等の利子等については、その支払を受けるべき利子等の金額に対して非課税又は源泉徴収の不適用を受けるため、当該公共法人等や当該金融機関等がその利払いの都度「源泉徴収不適用申告書」を利子の支払の取扱者である証券会社等を通じて所轄税務署長に提出する必要があります。

一方、公共法人等が受け取る国内発行公社債等の利子等については、その支払を受けるべき利子等の金額に対して非課税の適用を受けるため、当該公共法人等は、「包括非課税申告書」を利子の支払者を通じて所轄税務署長に提出する必要がありますが、この「包括非課税申告書」は、当初の利払日に一度提出すれば、その後の各収入すべき日ごとの提出を要しないこととなります。

また、金融機関等が支払を受ける国内発行公社債等の利子等については、源泉徴収の不適用を受けるため、当該金融機関等が当該利子等を保有していた期間を記載した明細書を所轄税務署長に提出する必要がありますが、当該利子の計算期間の全部を保有していた場合には、当該明細書の税務署長への提出は不要とされております。

このように、同じ公社債等の利子等について、国外公社債等の利子等と国内公社債等の利子等における源泉徴収の不適用を受けるための手続に違いが存在することは、投資家にとって不公平感を招く結果となります。

したがって、公共法人等や金融機関等が受け取る国外で発行された公社債等の利子等について提出する「源泉徴収不適用申告書」について、投資家の利便性を図るため、包括的記載や継続的効力を認めていただくことを要望いたします。

VI. 延長・恒久化要望

- 上場会社等による自己株式の公開買付けによる場合のみなし配当課税の免除措置を恒久化又は延長すること

経営の自由度を高め経済構造改革を進める観点から、平成13年10月1日より金庫株が解禁され、金庫株として自己株式を取得することが直ちに資本金の減少とはならず、将来において処分を行うことも可能です。よって、自己株式の取得時において、取得に応じた株主が受け取った対価については、税務上、譲渡損益として整理されることが妥当であると考えられます。

このことから、上場会社等による自己株式の公開買付けによる場合のみなし配当課税の免除措置を恒久化又は延長することを要望いたします。

VII. その他

【特定口座関係】

1. 特別口座で管理される上場株式等及び担保権解除等で返還される上場株式等（株券電子化前に担保設定がなされていたものに限る。）並びに相続又は贈与において被相続人又は贈与人の特定口座にて管理されていない上場株式等について、一定の要件のもとに、特定口座への受入れを可能とする措置を講じること

株主が手元で保管する上場株券等などのいわゆるタンス株の特定口座への受入れ（証券会社に保護預りのうえ証券保管振替機構に再寄託している株券については、簡易な出入庫処理によりいわゆるタンス株として特定口座への組入れが可能です。）は、平成21年5月31日まで認められております。

本措置は、平成16年12月31日に一旦廃止されたものの、株券電子化も考慮し、平成17年度税制改正により平成17年4月1日から平成21年5月31日までの期間につき新たに措置されたものです。

しかし、平成21年6月以降は、いわゆるタンス株の特定口座への受入れ制度が利用できないことから、取引報告書その他の書類（取得日・取得価額を証する書類、取得日を証する書類）がある場合であっても、特定口座の利用ができません。

株券電子化の時点で、証券会社に預入れが行われなかった株券については、上場会社が株主の権利を確保するための口座（特別口座）で管理されます。

この特別口座において管理されている上場株式等を売買する際には、証券会社に口

座を開設し、株式の振替手続きを行う必要がありますが、その際には、特定口座への受入れができないこととなります。

また、株券電子化前に担保設定がなされた上場株式等（通常は担保権者が占有している）が、その担保権が解除等されて返還される場合でも、特定口座への受入れができないこととなります。

さらに、相続又は贈与において、被相続人又は贈与者が特定口座において管理していない上場株式等を相続人又は受贈者が相続又は贈与した場合には、特定口座への受入れができないこととなります。

このため、これらの上場株式等については、特定口座の利便性に資する観点から、一定の要件のもとに、特定口座への受入れを要望いたします。

<p>2. 従業員持株会制度等を利用して取得した上場株式等について、一定の要件のもとに、特定口座への受入れを可能とする措置を講じること</p>

従業員持株会制度等とは、企業の従業員が毎月一定額の自社株式を購入して積み立てる制度であり、本制度は従業員持株会という民法上の組合等が管理・運営しております。現在、同制度を利用して購入した自社株式が単元株となって、従業員持株会から引き出された株券は、いわゆるタンス株の特定口座への受入れ制度を利用することができます。

しかし、平成21年6月以降は、いわゆるタンス株の特定口座への受入れ制度が利用できないことから、投資報告書又は精算書その他の書類（取得日・取得価額を証する書類、取得日を証する書類）がある場合であっても、特定口座の利用ができないこととなります。

このため、特定口座の利便性に資する観点から、従業員持株会制度を利用して取得した上場株式等について、一定の要件のもと、特定口座への受入れを要望いたします。

また、その場合に、従業員持株会に係る事務を受託している証券会社と従業員持株会会員が特定口座を開設している証券会社が同一の場合（※）には、当該証券会社において、従業員持株会で取得した株式に係る取得日、取得価額を管理していることから、取得価額等の証明書類の受入れを不要とする措置を併せて要望いたします。

また、従業員持株会制度のほかに、その構成会員の違いによって「役員持株会制度」、「拡大従業員持株会制度」などがありますので、これらについても同様の措置を要望いたします。

※ 持株会事務受託業務は、甲証券会社で行い、特定口座の管理等を含め個人取引の業務については、乙証券会社で行っているようなケース（甲と乙はグループ会社）においては、甲から乙に対して持株会会員の取得価額等のデータを伝達することが可能であることから、同一証券会

社で管理されている場合とみなしていただきたい。

3. 上場等の日前に取得した上場株式等について、一定の要件のもとに、特定口座への受入れを可能とする措置を講じること

現在、上場等の日前に取得した株式は、その上場後に、払込証明書又は売買契約書その他の書類（取得日・取得価額を証する書類）により特定口座へ組み入れることができます。

平成21年6月以降は、いわゆるタンス株の特定口座への受入れ制度が利用できないことから、払込証明書等がある場合であっても、特定口座の利用ができないこととなります。

このため、特定口座の利便性に資する観点から、上場等の日前に取得した上場株式等について、一定の要件のもとに、特定口座への受入れを可能とする措置を講じることを要望いたします。

4. 担保設定等により担保設定者が開設する特定口座から払い出された上場株式等及び公募株式投資信託について、一定の要件のもとに、特定口座への再受入れ（一部が処分されている場合も含む。）を可能とする措置を講じること

株券電子化後は、上場株式等の現物株券等を差し入れる方法による担保設定等ができなくなり、証券会社等の口座を通じた担保設定等が必要となります。

担保設定等により特定口座から払い出された上場株式等及び公募株式投資信託について、特定口座への再受入れができない場合には、特定口座利用者の利便性を損なうとともに、上場株式等の担保利用に対する阻害要因となる懸念があることから、一定の要件のもとに、特定口座への再受入れ（一部が処分されている場合も含む。）を可能とする措置を講じることを要望いたします。

5. 合併等の対価、取得条項の行使による株主への対価等として交付される上場株式等（課税繰延要件を満たさないもの）について、一定の要件のもとに、特定口座への受入れを可能とする措置を講じること

会社法の改正等により、企業のコーポレートアクション等における株主への資産の交付につき柔軟化されたことに伴い、例えば「株式と金銭」を対価とするような合併等や取得条項の行使が行われることも想定されます。

しかし、合併等の対価、取得条項の行使による株主への対価等として交付される上場株式等（課税繰延要件を満たさないもの）については、特定口座への受入れができません。

特定口座利用者の利便性の向上の観点から、これらの交付株式について、一定の要件のもとに、特定口座への受入れを可能とする措置を講じることを要望いたします。

6. 生命保険会社の組織変更に伴い社員（保険契約者）に割当てられた株式について、一定の要件のもとに、特定口座への受入れを可能とする措置を講じること

いわゆるタンス株など（一般口座で管理されている株式を含みます。）の特定口座への組み入れ期限は、平成21年5月末までとされています。

平成21年6月以降に生命保険会社の組織変更に伴って社員（保険契約者）に株式が割当てられた場合、この株式について、取得日、取得価額を証する書類がある場合であっても、特定口座への組み入れが認められないこととなります。特定口座利用者の利便性に資する観点から、一定の要件のもとに、特定口座への受入れを可能とする措置を講じることを要望いたします。

7. 福利厚生制度で積立した公募株式投資信託（例えば給与天引ミリオン類似のもの）について、一定の要件のもとに、特定口座への受入れを可能とする措置を講じること

給与天引きミリオンとは、会社の従業員等が福利厚生制度の一環として給与・賞与からの天引きにより定期的に公募株式投資信託を買い付ける制度です。この積立した公募株式投資信託（例えば給与天引きミリオン類似のもの）については、当該従業員等が退職した後などに、事業主の口座から、従業員の口座に移管されることとなりますが、平成21年5月末までは、当該公募株式投資信託の取得日、取得価額を証する書類が事業主から発行され、当該書類により特定口座への受入れが可能です。

ところが、平成21年6月以後は当該取得日、取得価額を証する書類がある場合であっても特定口座への受入れが認められないこととなります。特定口座利用者の利便性に資する観点から、一定の要件のもとに、特定口座への受入れを可能とする措置を講じることを要望いたします。

8. 投資クラブ専用の特定口座の開設を可能とすること

投資クラブとは、株式等に関する知識を学習し、その内容に基づき有価証券の投資を行うことを目的として民法第667条第1項の任意組合の規定に基づき組成されるものです。投資クラブにおける株式の売買損益、配当金等は、株式等を共有持分として所有する当該クラブを構成する会員に帰属することから、クラブ構成員がそれぞれ確定申告等による納税を行うこととされています。

この投資クラブの構成員は、サラリーマン、主婦、退職者などが中心であり確定申告に不慣れな方も多く、特定口座の利用を望む声が強いことから、投資クラブの普及・啓発のため、実質的に源泉分離課税と同様な方法とすることで、投資に不慣れな個人投資家の納税手続に対する不安感を払拭するため、投資の初心者が、確定申告を行わなくても済むように、投資クラブ専用の特定口座（投資クラブ代表者名義の源泉徴収選択口座）を開設することを要望いたします。さらに、「株式等譲渡所得割」についても、投資クラブ代表者の所在する都道府県への納付を認めるよう要望いたします。

【特定管理株式等関係】

9. 特定口座にて管理されている上場株式等が上場廃止になった場合で、引き続き振替口座簿に記載又は記録されている株式等について特定口座における継続管理を認め、当該株式等が無価値化した場合、当該株式等の無価値化に伴う損失を特定口座での通算を可能とする措置を講じること

上場会社が破綻した場合、当該上場会社が発行した株式を譲渡できなければ、当該株式に係る損失はないものとされておりましたが、平成17年度税制改正により、特定口座に保管されている上場株式が上場廃止になった後、引き続き、その証券会社の特定管理口座において保管されており、当該株式（以下「特定管理株式」といいます。）が株式としての価値を失ってしまった場合、株式等の譲渡損失とみなすことができるようになりました。

なお、株式等の譲渡損失とみなすことができるものとしては、①清算終了、②破産手続開始の決定、③会社更生計画又は民事再生計画に基づく100%減資、④特別危機管理開始決定（いわゆる銀行の国有化）のいずれかによって、特定管理株式が無価値となった場合に限られております。

この特定管理株式のみなし譲渡損失については、当該のみなし譲渡損失を計上した年の株式等の譲渡損益（平成21年以後は上場株式等の配当等を含みます。）との通算が可能ですが、そのためには、特定管理株式が無価値化した日の属する年分の確

定申告書に、当該無価値化によるみなし譲渡損失の金額などを記載して、確定申告を行わなければならない手間が生じております。

特定口座利便性の向上の観点から、特定口座において管理がされている上場株式等が上場廃止になった場合であっても、引き続き特定口座において管理することを認め、当該株式等が無価値化した場合、当該株式等の無価値化に伴う損失について特定口座での通算を可能とする措置を講じることを要望いたします。

10. 特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関し、みなし譲渡損失の繰越控除を可能とするとともに、特定管理株式が特定管理口座から払い出される場合においても、一定の要件のもと、同特例の適用を可能とする措置を講じること

上場会社が破綻した場合、当該上場会社が発行した株式を譲渡できなければ、当該株式に係る損失はないものとされておりましたが、平成17年度税制改正により、特定口座に保管されている上場株式が上場廃止になった後、引き続き、その証券会社の特定管理口座において保管されており、当該株式（以下「特定管理株式」といいます。）が株式としての価値を失ってしまった場合、株式等の譲渡損失とみなすことができるようになりました。

なお、株式等の譲渡損失とみなすことができるものとしては、①清算終了、②破産手続開始の決定、③会社更生計画又は民事再生計画に基づく100%減資、④特別危機管理開始決定（いわゆる銀行の国有化）のいずれかによって、特定管理株式が無価値となった場合に限られております。

しかしながら、この特定管理株式のみなし譲渡損失については、計上した年の株式等の譲渡損益との通算が可能ですが、株式等の譲渡益から当該特定管理株式のみなし譲渡損失が控除し切れなかった場合の残りのみなし譲渡損失は、繰越控除制度の適用外とされております。

上場株式等に関する譲渡損失のなかで繰越控除制度が適用されるものと適用されないものが存在することによる不公平感及び難解さの解消や、より一層の個人投資家のリスクに見合う制度の拡充が必要であるとの観点から、特定管理株式のみなし譲渡損失について繰越控除制度の対象に含めることを要望いたします。

また、株券電子化後は、上場廃止となった破綻会社の株式について、証券保管振替機構における取扱いが継続されない場合も考えられます。この場合、当該破綻会社は上場廃止後であっても株券を発行しないことも想定され、当該破綻会社の株式は、当該破綻会社の株主名簿において管理されることとなります。したがって、証券会社においては、当該株式の管理ができないことから、特定管理口座から当該株式を払い出すこととなります。

このような場合であっても、投資家が保有する破綻会社の株式について、確定申告することによって、本特例の適用を受けることができるよう要望いたします。

【その他】

11. 発行会社が資本剰余金を原資とする剰余金配当を行った場合には、それに伴うみなし配当の額、純資産減少割合の数値を、遅くとも効力発生日の2週間前までに証券会社へ通知することを義務付けること

上場会社において資本の払戻しが実施された場合には、株主に対する「みなし配当」が生ずることがありますが、平成22年1月以後、証券会社では当該みなし配当について支払の取扱者として源泉徴収義務者となる場合があります。

みなし配当の額について、上場会社は法人株主に対して効力発生日、みなし配当の額を通知する義務がありますが、証券会社に対するこれらの通知義務は課されておられません。

発行会社が証券会社に対して事前にみなし配当の額等を通知する義務を課すなど、証券会社において適確かつ円滑に源泉徴収事務を遂行できるよう要望いたします。

また、同様に資本の払戻しが実施された場合には、株主に対する「みなし譲渡」が生ずることがあります。この場合、上場会社は株主あてに純資産減少割合を通知する義務がありますが、証券会社に対するこれらの通知義務は課されておられません。

発行会社が証券会社に対して事前に純資産減少割合等を通知する義務を課すなど、証券会社において適確かつ円滑に特定口座における計算処理及び源泉徴収事務等を遂行できるよう要望いたします。

12. 銀行等の外国子会社が発行する優先出資証券に係る投資家につき、留保金額の益金算入の適用を除外する措置を講じること

平成19年度税制改正により、外国子会社合算税制の適用法人の判定は、特定外国子会社の発行済株式又は出資の総数又は総額のうち内国法人が保有する株式等の数の占める割合が5%を超えるかどうかで行うこととされました。

この場合において、特定外国子会社が次のいずれかの株式等を発行しているときは、その割合とそれぞれ次の割合のいずれか高い割合で判定することになります。

- ① 議決権の数が1個でない株式等（③に掲げる法人を除きます）
議決権の総数のうち内国法人が保有する議決権の数の占める割合
- ② 議決権の内容が異なる株式等（③に掲げる法人を除きます）

株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の総額のうち内国法人が保有する請求権に基づく剰余金の配当等の額に占める割合

- ③ 議決権の数が1個でない株式等及び請求権の内容が異なる株式等
①又は②のいずれか高い割合

この改正により、銀行の自己資本比率対策のために発行されるケイマンSPCの優先出資証券を保有する内国法人において、上記判定基準に該当する場合、当該SPCの留保利益についても申告する必要があると考えられます。当該SPCの留保利益については、親会社である銀行に対しても課税が行われるため、明らかな二重課税が発生することになります。

純粋な投資であるにもかかわらず、SPCの留保利益に対しての課税が行われることによって、当該優先出資証券への投資が抑制されることも考えられ、銀行の自己資本充実のための資金調達手段が阻害されることも考えられます。

したがって、銀行等の外国子会社が発行する優先出資証券に係る投資家につき、留保金額の益金算入の適用を除外する措置を講じることを要望いたします。

13. 税法上の告知等において必要とされる本人確認書類につき、犯罪収益移転防止法上の本人確認書類と統一すること

現在、税法上の告知等において必要とされる本人確認書類については、犯罪収益移転防止法における本人確認書類とは一致しておりません。

例えば、顧客が証券取引に係る口座を開設する際に提示する犯罪収益移転防止法上の本人確認書類であっても、株式投資信託の収益の分配の支払を受ける場合の告知に係る本人確認書類には該当しないものがございます。

この場合、証券取引に係る口座開設に際して認められている本人確認書類とは別の税法上認められた本人確認書類を提示しなければなりません。

このような煩雑な手続を改善し、顧客の利便性の向上に資する観点から、税法上の告知等において必要とされる本人確認書類につき、犯罪収益移転防止法上の本人確認書類と統一することを要望いたします。

14. 配当等の支払通知書等及び特定口座年間取引報告書の電子交付（PDF）書類のプリントアウト版を確定申告書の添付書類とすること

現在、証券会社が顧客に交付する特定口座年間取引報告書については、顧客の承諾を得て、当該報告書に記載すべき事項を電磁的方法としてPDFファイル等により提供

することができることとされています。また、証券会社が顧客に対して交付する上場株式等の配当等の支払通知書についても電磁的方法としてPDFファイル等により提供することができることとされております。

しかし、現行税法上、確定申告を行う際に添付する特定口座年間取引報告書については、証券会社から顧客に交付された原本のみが認められており、当該電磁的方法により提供を受けたPDFファイル等をプリントアウトして確定申告書に添付することは認められておりません。

顧客の利便性を向上させるため、顧客が自宅のプリンター等でPDFファイルをプリントアウトした「特定口座年間取引報告書」や「上場株式配当等の支払通知書」を確定申告書に添付する書類として認めていただくよう要望いたします。

15. 株式及び株式投資信託の贈与・相続について、その評価額を「現行制度の70%相当額」又は「直近1年間のうち最も低い最終価格」のいずれか選択できるような課税の軽減措置を講じること

相続税は、相続、遺贈等により財産を取得した者に対して、その取得財産の価額を課税標準として課税されるものですが、被相続人の蓄積した財産を相続開始の時点で精算する、いわば所得税の補完税としての機能や富の過度の集中を抑制する再分配機能を有しています。また、贈与税は、相続税を補完することにより、相続税負担の回避を防止する役割を有しております。

このような機能や役割は認められるものの、現在、60歳以上の高齢者世帯に金融資産の約5割が集中している現状を踏まえると、証券市場のより一層の活性化等を図る観点から、幅広い年齢層の投資促進に資する一環として、贈与税・相続税について特例を設けることにより、世代間でバランス良く金融資産が保有される必要があると考えます。

つきましては、株式、株式投資信託の贈与（株式等への投資目的の金銭の贈与を含む）・相続について、リスク商品であることを考慮し、その評価額を「現行制度の70%相当額」又は「直近1年間のうち最も低い最終価格」のいずれかにより選択できるような課税の軽減を図る措置を講じることを要望いたします。

16. 非居住者若しくは国内に支店等の恒久的施設を有さない外国法人が投資事業有限責任組合の有限責任組合員になった場合の所得区分につき、国内の事業から生ずる所得として認識するのではなく、投資事業有限責任組合の業務の内容に従った各種所得として認識できるようにすること

現在、非居住者等が投資事業有限責任組合の有限責任組合員になった場合、その投資組合等に対する利益の分配は、組合における合算所得の利益相当額につき20%の源泉徴収が行われるばかりではなく、非居住者等の利益相当額については国内における申告義務が生じる惧れがあります。

昨今、クロスボーダー取引が活発に行われている中、対日投資に係る課税関係の明確化を図り、我が国の資産運用業の発展を通じて市場競争力を強化し、非居住者等における日本国内に対する投資を一層促進する必要があります。

したがって、国内で設定される投資組合等であっても、事業執行責任組合員等を設けた組合等に受動的な投資のみを行う非居住者投資家には、申告課税を免除する措置を講じることを要望いたします。

以 上

日本証券業協会 〒103 - 0025 東京都中央区日本橋茅場町1の5の8
(東京証券会館5階)
電話 03 (3667) 8451